

春日井市広域イベント開催・誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内への広域イベントの誘致を促進し、交流人口の拡大を図ることにより、地域への経済効果を波及させることを目的として、予算の範囲内で、市内で開催される広域イベントの主催者（以下「主催者」という。）に対し補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、広域イベントとは、不特定多数人を対象として市内で開催する行催事等（イベント、大会、シンポジウム、セミナー、学会等をいう。）であって、市外参加者の延べ人数が50人以上見込まれるものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれにも該当する広域イベントとする。

- (1) 市内を会場として、連続して2日以上開催されるもの
- (2) 一般社団法人春日井市観光コンベンション協会が企画、誘致又は開催するもの
- (3) 市が後援するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる広域イベントは、補助事業の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの
- (3) 営利又は売名を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催又は共催するもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 附帯設備使用料
- (3) 設備及び備品のリース料
- (4) 会場の設営及び撤去に要する経費
- (5) 事業の広告及び宣伝に係る印刷製本費
- (6) 参加者を輸送するためのバス等の借上げに要する経費
- (7) 講師等の派遣を受けるために必要な経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助事業に要する経費として認めるもの
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、一つの補助事業につき、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

2 補助金の交付は同一年度につき1団体1回までとし、過去にこの要綱の規定により補助金の交付を受けた団体への再度の交付は、1回を限度とする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、事業を開始する日の2週間前までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、

次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の定款又は規約等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（軽微な事項の変更）

第9条 規則第8条第1項に規定する軽微な事項の変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらないものに限る。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、に主催者の請求に基づいて交付するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第4号様式）
- (3) チラシ、パンフレット等補助事業の実施に伴い作成したもの
- (4) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（検査等）

第12条 市長は、主催者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。